

川崎市指令環境 第 1902 号

許可番号 第 5700007854 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

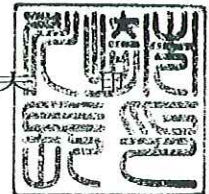
住 所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏 名 高嶺清掃 株式会社  
代表取締役 関川 泰子 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成 19 年 3 月 14 日

川崎市長 阿 部 孝 夫



許 可 の 年 月 日 平成 19 年 2 月 15 日

許 可 の 有効期限 平成 24 年 2 月 14 日

- 1 事業の範囲は、  
 (1) 事業の範囲は、  
 (2) 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)
- ※ 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)
- ※ 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況  
平成19年 2月15日 許可の更新

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求むる訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。